



障がいのある方を対象とした 職業訓練のご案内

◆障がい者委託訓練とは

岐阜県では、「障がい者委託訓練」という公共職業訓練を実施しています。
訓練を通して、就職に必要な知識・技能を習得してもらい、早期就職を図ることを目的に実施しています。
就労をお考えで職業訓練を受講希望の方は、ぜひご相談ください。

◆訓練の対象者

障がいのある方で、ハローワークに求職申込みを行っている方。

◆訓練手当の支給

ハローワークで受講指示が出された訓練生に対して訓練手当等が支給されます。
※要件によって受講指示が出ない場合があります。

◆その他

- ・訓練は無料で受講することができます。
- ・労災保険の特別加入の対象となります。(岐阜県が手続きをします)
- ・職業訓練生総合保険に加入します。

◆訓練までの流れ

知識・技能習得訓練コース

①訓練の申し込み

訓練希望者はハローワークに申込みをします。
複数のコースから、**自分に合ったコース**を受講
できます。

②訓練生の選考・決定

訓練先で訓練生を選考し、
県が決定します。

訓練
開始

実践能力習得訓練コース・特別支援学校就職チャレンジコース

①問い合わせ

岐阜県労働雇用
課にお問い合わせ
ください。

②打合せ

ハローワークとの連絡調整後、
障がい者職業訓練コーディネー
ターが企業等を訪問し、訓練の
打ち合わせや、訓練希望者との
マッチング支援を行います。

③訓練の申し込み

訓練希望者は、
ハローワークに
申込みをします。

訓練
開始

相談・問い合わせ先

岐阜県商工労働部 労働雇用課 障がい者就労係
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1
TEL 058-272-8412 (直通)
FAX 058-278-2676

◆ コースの説明



公共職業安定所(ハローワーク)に求職申込を行っている方を対象とします。

【知識・技能習得訓練コース】

訓練内容：就職に必要な知識・技能の習得を目的とした、座学による集合訓練コース。

訓練期間：原則3か月以内(月標準100時間)

訓練コースの事例：IT(パソコン) 技能習得訓練科

POINT

- ・働くために必要な知識やパソコン技能を初歩から学ぶことができます。
- ・訓練生どうして、切磋琢磨して学ぶことができます。

【実践能力習得訓練コース】

訓練内容：企業等を委託先とし、企業等の現場において、業務内容に沿った作業実習を通じ、実際の就労に近い形で、実践的な職業能力の習得を図るコース。

訓練期間：原則3か月以内(月標準100時間)

訓練コースの事例：事務、製造、接客、介護、製品梱包作業、施設の清掃等

POINT

- ・実際の職場で実習することにより適性が確認でき、就職につなげることができます。

【特別支援学校就職チャレンジコース】

訓練内容：特別支援学校高等部、高等学校等の3年生で、10月時点で就職先が内定していない生徒が対象。企業等が実施している業務に関する作業実習を行い、実践的な職業能力の習得を図るコース。(訓練開始は10月以降)

訓練期間：原則2週間～1か月以内(月標準60～100時間)

訓練コースの事例：製造業、仕分け・品出し・検品、接客サービス等

POINT

- ・学校教諭と連携して計画を進めていきます。